

北海道在籍型出向等支援協議会 開催要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、北海道地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、北海道在籍型出向等支援協議会（以下「北海道協議会」という。）を設置・開催する。

2 構成員

北海道協議会の構成員は次のとおりとする。北海道協議会には必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

- (1) 北海道経済連合会
- (2) 一般社団法人北海道商工会議所連合会
- (3) 北海道商工会連合会
- (4) 北海道中小企業団体中央会
- (5) 札幌商工会議所
- (6) 日本労働組合総連合会北海道連合会
- (7) 株式会社北海道銀行
- (8) 株式会社北洋銀行
- (9) 北海道信用金庫
- (10) 釧路信用組合
- (11) 公益財団法人産業雇用安定センター北海道事務所
- (12) 北海道社会保険労務士会
- (13) 北海道経済産業局地域経済部地域経済課産業人材政策室
- (14) 北海道開発局事業振興部建設産業課
- (15) 北海道運輸局交通政策部交通企画課
- (16) 北海道運輸局観光部観光企画課
- (17) 東京航空局新千歳空港事務所
- (18) 北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課
- (19) 北海道経済部労働政策局
- (20) 北海道労働局職業安定部

3 北海道協議会の開催

北海道協議会は年度1回を目安に開催することとするが、必要があるときはこれにかかわらず開催することができるものとする。

4 協議事項

北海道協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 北海道における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関する事。
- (2) 北海道における出向の送出企業と受入企業の開拓や関係機関間の連携に関する事。
- (3) 北海道における各種支援策やノウハウ・好事例の共有など出向の効果的な実施の推進に関する事。
- (4) その他必要な事項に関する事。

5 事務局

北海道協議会の事務局は、北海道労働局職業安定部に置く。

6 その他

- (1) 北海道協議会の議事については、別に北海道協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、北海道協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。